

令和7年度都道府県単位での地域脱炭素施策実行体制強化検討委託業務

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>提案書作成・審査要領及び評価基準表に、「仕様書3. (2) 都道府県による基礎自治体の継続的かつ実効的な伴走支援体制構築を検討するための関係者による意見交換」は含まれていませんが、仕様書3. (2) は、提案書には含める必要はないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>提案書に仕様書3. (2) の提案内容を記載する必要はございません。</p>
2	<p>仕様書3. の冒頭に、『業務開始時に環境省より提供する「令和6年度地域における自治体等への脱炭素施策実行支援に向けた中間支援体制のあり方検討委託業務」の報告書の内容及び各業務間の関連性を十分に意識して、計画的かつ効果的な実施に心がける』という記載がありますが、提案書作成時点で、閲覧等は可能でしょうか。</p>	<p>仕様書9. (4) に記載のとおり、本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和6年度地域における自治体等への脱炭素施策実行支援に向けた中間支援体制のあり方検討委託業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能としております。 当該報告書資料を閲覧希望の場合は、仕様書記載の連絡先に予め連絡の上、訪問日時を調整ください。 ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止とさせていただきます。</p>
3	<p>本事業実施のために、モデル都道府県内に新たに事業所や子会社等を設立し、そこに勤務する者または業務委託契約を締結する者をローカルコーディネーターとして提案する場合、その新設した事業所等が、当該ローカルコーディネーターの「所属組織」として認められるでしょうか。</p>	<p>仕様書のとおりローカルコーディネーターは「地域の実情を熟知するとともに地域裨益の観点を有し、地域内外の人的・経済的資源や、必要とする専門人材を結びつけるコーディネート役」であることを前提に「ローカルコーディネーターについては、ローカルコーディネーターの派遣元となる当該都道府県内の所属組織（以下、「所属組織」という。）との調整がなされた上で提案をすること」とあるとおり、当該ローカルコーディネーターの所属組織の設立された時期は問いませんが、仕様書3. (1) ①における提案時までに設立されている組織である必要があります。</p>